

大和市告示第30号

大和市日曜日及び土曜日における市役所窓口の一部開庁の実施に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月2日

大和市長 大 木 哲

大和市日曜日及び土曜日における市役所窓口の一部開庁の実施に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市日曜日及び土曜日における市役所窓口の一部開庁の実施に関する要綱（平成23年大和市告示第108号）の一部を次のように改正する。

別表市民課、母子手帳の交付に関すること。の項を削る。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。